

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年12月24日（平成27年（行情）諮問第766号）

答申日：平成28年6月9日（平成28年度（行情）答申第117号）

事件名：特定事案に関して文書管理者等がどのような処分を受けたか分かる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年7月24日付け防官文第11693号により防衛大臣が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、処分の取消し及び全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

処分を受けた者については、氏名を隠せば特定されないもので、隠す必要はない。

（2）意見書

平成27年度（行情）答申第657号の趣旨に照らし、少なくとも職員録に記されている程度の者の氏名は開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件開示請求は、別紙の1及び2を求めるものであり、別紙の1に該当する行政文書として「防衛監察予備調査指摘事項（25.12.10, 11）（抜粋）」、「平成25年度海幕通常監察（呉地区，警務隊本部及び自衛隊横須賀病院）の結果について（通知）（海幕監察第1708号。26.2.19）（抜粋）」及び「平成25年度海幕通常監察において改善を要する事項に対する改善状況について（報告）（1術校総第734号。26.6.24）（抜粋）」（以下、併せて「本件文書」という。）を特定し全部開示するとともに、本件対象文書については、法8条の規定に基づき存否の応答を拒否し、不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書の法8条該当性について

本件対象文書については、防衛省における文書管理者等の職名や氏名は一般的に不開示情報として扱っておらず、そのため、当該文書の存在の有無を答えるだけで特定の個人が処分を受けたか否かが明らかとなり、法5条1号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定を適用することとし、存否応答拒否により不開示とした。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立書のとおり主張し、原処分の取消し及び全部開示の決定を求めるが、本件文書において、本件開示請求に該当する指摘事項のあった部隊に関する情報を開示していることから、当該部隊が特定されて文書管理者も特定されることとなる。

その結果、本件対象文書の存在の有無を答えるだけで当該個人に対する処分の有無が明らかになるため、「処分を受けた者については、氏名を隠せば特定されない」旨の異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年12月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月1日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年5月17日 | 審議 |
| ⑤ 同年6月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成25年度定期防衛監察及び同年度海幕通常監察において、行政文書ファイル等を行政文書ファイル管理簿に平成24年度以前に登録すべきだったのに登録していなかった旨の不具合の指摘を受けた部隊等の文書管理者等が、どのような処分を受けたか分かる文書である。

諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することになるとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 定期防衛監察とは、防衛監察監が必要と認める事項について、毎年度、計画に基づき実施する防衛監察（防衛監察本部が、防衛省の他の機関から独立した立場において、予算の適正かつ効率的な執行及び法

令遵守の観点から、防衛省における職務執行の状況を厳格に調査及び検査することにより、職員の職務執行の適正を確保することを目的に実施する監察)であり(防衛監察の実施に関する訓令(防衛省訓令第57号。平成19年8月25日)。以下「訓令」という。)、主に入札談合防止及び法令遵守の意識・態勢を対象項目として行われている。また、防衛監察予備調査とは、定期防衛監察を実施する前に、法令遵守の観点から調査及び検査を行い、部隊等に不具合事項等を指摘し、改善を促すものである。

海幕通常監察とは、海上幕僚長の命により部隊等に対して行う海幕監察(監察の実施に関する達(昭和45年3月2日海上自衛隊達第10号)。以下「達」という。)のうち、監察対象部隊等の業務全般にわたって計画的に行なわれる監察である。

イ 定期防衛監察、防衛監察予備調査及び海幕通常監察において、文書管理に係る指摘を受けた場合、その内容に応じて、指摘を受けた部隊等の文書管理者等が懲戒処分等を受けることがあり得るが、自衛隊法46条1項及び懲戒処分の公表基準について(通達)(防人1第5996号17.8.2。以下「通達」という。)に基づき、当該処分等が、懲戒処分に該当しない「訓戒」、「注意」又は「口頭注意」の場合は、被処分者の氏名を含め処分等を行った事実を公表していない。

ウ 防衛省における文書管理者等の氏名及び役職は、一般的に不開示情報として扱っておらず、本件文書において、平成25年度防衛監察予備調査及び同年度海幕通常監察で行政文書としての管理に不具合がある旨の指摘を受けた部隊等を開示していることから、本件対象文書の存否を答えることで、特定部隊の文書管理者等が懲戒処分に該当しない処分等を受けたという事実の有無が明らかになる。

(2) 諮問庁から、自衛隊法、訓令、達及び通達の提示を受けて確認するとともに、当審査会事務局職員をして防衛省及び海上自衛隊のホームページ等を確認させたところ、諮問庁の上記(1)の説明を是認することができ、本件対象文書の存否を答えることで、特定部隊の文書管理者等が懲戒処分に該当しない処分等を受けたという事実の有無が明らかになることが認められる。

特定部隊の文書管理者等が懲戒処分に該当しない処分等を受けたという事実の有無は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不
開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明
らかにしないで開示請求を拒否したことは、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示す
ることとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにし
ないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると
認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 1 特定事案発覚の後，直近に実施された平成25年度の定期防衛監察及び同年度海幕通常監察において不具合を指摘され（軽微なものを含む），新たに行政文書ファイル管理簿に登録された行政文書ファイル等（当該監察等の実施年度より前の年度に作成され，本来なら前の年度以前に登録されるべきだったもの）がどこにどれだけあったか分かる文書（抜粋可）
- 2 上記1に関して，文書管理者等がどんな処分を受けたか分かる文書